

八街市高齢者福祉計画策定審議会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるものほか、八街市高齢者福祉計画策定審議会委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

公募により選任する委員の数は2人とする。

3 公募の方法

公募は、広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

4 公募委員の任期

令和8年度中第1回策定審議会開催日から計画が策定されるまでの間

5 公募委員の応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在で市内に在住、在勤の40歳以上の介護保険被保険者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 令和8年4月1日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 審議会に継続して出席できる見込みのある者

6 募集期間

令和8年2月1日から令和8年2月27日まで

7 応募方法

応募者は申込書に必要事項を記入のうえ、「八街市の高齢者福祉・介護保険及び認知症施策について」に関するレポート（任意様式800字程度）を添えて、高齢者福祉課へ提出するものとする。

8 選考方法

公募委員を選考するため、八街市高齢者福祉計画策定審議会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、福祉部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会は、公募委員の委嘱をもって解散する。

（6）選考委員会の事務は、高齢者福祉課において処理する。

9 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により評価し、合計評価点が高い順に公募委員の数まで選考する。

ただし、合計評価点が同じ場合、65歳以上の応募者と65歳未満の応募者からそれぞれ選考されるよう、応募者の年齢を考慮して選考する。

合計評価点が同じ応募者について年齢を考慮した選考を行ってもなお差が生じない場合、抽選により選考する。

10 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。